

## 第3章 フランス醸造用ぶどう農家の季節労働者雇用の現状と課題

—南仏・オクシタニー州，ラングドック地方を事例に—

服部 麻子

### 1. はじめに

ワイン産業はフランスの文化を象徴する重要な産業分野である。ユネスコの無形文化遺産に登録されている「フランス人のガストロノミー的食事」においても料理とワインのペアリングは項目に含まれる。また，ブルゴーニュワインの主産地に形成されたぶどう栽培地の文化的景観を対象とした「ブルゴーニュのぶどう畑のクリマ<sup>(1)</sup>」はユネスコの世界遺産に登録されている。ワイン産業はこの国の経済においても重要であり，フランスの貿易収支における部門別黒字は航空産業，化粧品に次いで第3位で貿易黒字は約148億ユーロであった<sup>(2)</sup>。また，醸造用ぶどう畑の面積がフランス国内農地の3%に不足する傍ら，2022年のワイン生産額は国内農産物全体のおよそ15%で部門別第2位に及ぶ<sup>(3)</sup>。フランスでは農業経営体の5軒のうち1軒は何らか形で醸造用ぶどう栽培に携わっており<sup>(4)</sup>，農業分野全体における醸造用ぶどう生産に要するフルタイム当量（FTP）（延べ人数）<sup>(5)</sup>の割合は，2021年の段階で全体の19%に達し農業分野別最大であった。

その一方で現在，このワイン生産を支える季節労働者の不足が社会問題化している。フランス全土のワイン生産者384軒を対象として2023年1月～2月に実施した電話調査の結果では，全回答者の48%に当たる278人が季節労働者の求人に苦勞していると回答した<sup>(6)</sup>。

ただし，一概にフランス全土といっても実際は，地域の歴史，風土，気候等の影響により，ワイン産地ごとに栽培，醸造，雇用等に大きな差異がある。そのため地域ごとの研究が不可欠である。例えば，収穫を手作業で行う場合，数日から数週間と短期集約的な労働力が必要となるため，手作業収穫が盛んな地域では収穫期の季節労働者不足が最大の課題となる。しかしその一方で，収穫の機械化が浸透している南仏のオクシタニー州ラングドック地方<sup>(7)</sup>でも季節労働者の雇用難に悩む農家は少なくない。したがって，本稿ではまずフランスにおける季節労働者の制度，政策について整理する。次いで2023年8月にオクシタニー州ラングドック地方で実施した現地調査の結果をもとに，同地方における季節労働者雇用の実態と社会課題の析出を図る。

### 2. フランスにおける季節労働者の制度と政策

フランスでは，季節労働者について労働法等に基づき職業分野全般に共通する法令と

特定の職種に対する条例が定められる。本節では、まず季節労働者に関する定義、規定等を紹介し、次に農業分野全般およびフランス国籍非保持者の雇用に際する規則と政策方針について整理する。

### （1）季節労働の雇用に関する法規制

はじめに、フランスの法が定める季節労働の定義と季節労働者の職業的分類および雇用契約に関する主な規定をまとめて紹介する。

#### 1）季節労働の定義

季節労働の定義について、労働法典（L.1242-2 条 3 項）<sup>(8)</sup>では、「季節労働とは、季節的の性質を持つ仕事、季節のリズムや集団の生活様式に応じて、おおむね一定の間隔で毎年繰り返される可能性のある仕事または政令もしくは労働協定によって規定された特定の活動部門において実施される活動の性質およびこれらの仕事の一時的な性質により無期雇用契約を利用しないことが一般的である仕事のことを指す」と定めている。なお、労働法では農業季節労働者に特化した規定は特にない。

#### 2）労働法典による季節労働の雇用カテゴリー

フランスの雇用契約は、期間の定めのない無期雇用契約（CDI: contrat de travail à durée indéterminée）と、有期雇用契約（CDD: contrat de travail à durée déterminée）に大別され、「季節労働雇用契約」は有期雇用契約（CDD）の一種に該当する。また、労働法典（L.1251-6 条第 3 項）<sup>(9)</sup>は、季節労働者の雇用形態には、雇用者が労働者を直接雇う「直接雇用」と雇用者が作業請負業者や派遣業者などに仕事を委託し、委託先業者を介して季節労働力を獲得する「間接雇用」があることを示している。

#### 3）季節労働雇用契約の特徴

季節労働者に関する労働法典の規定は、一部の例外を除き、直接雇用、間接雇用双方にほぼ同様な形で適用されている。それによると、季節労働者の雇用契約に関する既定は以下のように季節労働の特色を踏まえたものとなっている。

① 直接または間接的に雇用された季節労働者には退職金は支払われない。

（L.1243-10 条第 1 項・L.1251-33 条）<sup>(10)</sup>

② 季節労働雇用契約の場合は一般的な有期雇用契約（CDD）とは異なり契約締結時に正確な期間を定める必要はない。（L.1242-7 条第 4 項，L.1251-11 条第 4 項）<sup>(11)</sup>

筆者がフランスのブルゴーニュ地方とボジョレ地方の農家で醸造用ぶどうの収穫作業に就いた際に雇用者から渡された DPAAE（事前雇用契約書）<sup>(12)</sup>には、雇用開始時期〇月×日何時，最低雇用期間〇日間，試用期間〇日間と詳細な記載がある一方で、契約終了時期を記載する欄は空欄になっている。

#### 4) 醸造用ぶどう栽培と醸造作業に関連した特別な雇用契約

醸造用ぶどう収穫作業契約は、一般的な季節労働契約とは別カテゴリーの雇用契約形態として存在する有期雇用契約（CDD）の一種である。2001年に労働法典によって制定され、2007年に労働法典を離れ農事法（L.718-4条からL.718-6条）<sup>(13)</sup>によって適用が続けられることになったこの雇用形態は、民間企業等で正規雇用されたサラリーマンや本来ならば有給休暇中の副業が禁じられる公務員が、本職雇用主の了承を得た上で有給休暇中に正式な副業としてぶどう収穫作業に就くことを合法化するために定められたものである。この醸造用ぶどう収穫作業契約は12か月間のうち、収穫時期に当たる2か月以内という条件付きで同じ雇用主と契約更新、または複数の雇用主と時間差で契約を結ぶことも認めている。さらに各契約期間は1か月以内に限られるなど、通常の季節労働契約とは規則が異なる。ちなみに醸造用ぶどう収穫作業契約と季節労働者雇用のどちらを用いて収穫に携わる労働者を雇うかは、雇用者が自身の都合に合わせて自由に選ぶことができる仕組みになっている。

#### 5) 地域特有の雇用形態

ワイン産業を伝統とする産地では、時間給制ではなくタシェロン（トラバーイ・ア・タッシュ）と呼ばれる仕事の内容量に応じた出来高制の職種と雇用契約が継続されている地域もある。例えば、シャンパーニュ地方では収穫量に応じてキロ単位の価格で雇用者が労働者に給料を支払う収穫出来高制で給金を支払う習慣を続けている経営体が多くみられる。筆者が調査に入ったブルゴーニュ地方の高級ワイン生産者は雇用者が頼りにしている「タシェロン」は「区画Aと区画Bにおける醸造用ぶどう栽培から収穫まで月給制で全面的に委託してもらっている代わりに勤務時間の指定はない」と話していた。その一方で、タシェロンの労働条件は一般的な雇用契約で定められた者とは大きく異なることが問題視される場合もある。その対応策として農業経営者組合連合ブルゴーニュ・フランシュコンテ州支部が労働協定を発令し、タシェロンに関する慣習的な雇用契約の合法化維持を図っている<sup>(14)</sup>。その他、タシェロンの仕事を守るために農業者労働組合が労働協定を定める動きは、剪定したぶどうの木の本数に応じて出来高支払いをする慣習が残るシャラント県とシャラント・マリティム県においても確認できている<sup>(15)</sup>。

#### 6) 間接雇用による季節労働力を提供する業務の形態

ここまで季節労働者の直接雇用に係る法制度について説明してきたが、次に間接雇用について説明する。季節労働者を間接雇用の形で農場等に派遣する事業を行う業態には以下のようなものがある。

- ① 雇用主から人材募集の注文を受けて労働者を派遣する人材派遣業
- ② 雇用主から委託を受けた仕事を遂行するため一時的に労働者を現地に赴任させる作業請負業
- ③ 複数の雇用者が共同雇用組合を結成し、この「組合」が雇用した労働者を季節労働

力として利用する共同雇用組合（略称 GE）。異なる時期に労働力を要する雇用者同士が1人の労働者を時間差で利用することによって通年または通年に近い形での雇用契約実現を図ることを目的とした組織である。

雇用者は労働力を供給する業者に支払いをし、労働者は自らの雇用主である業者から給料を受け取る。

作業請負業や派遣業者は労働者の食、住環境の手配から雇用契約書や給料、社会保障手続きなど、一切の労務管理を依頼主である農家に代わって引き受ける。農家は業者に委託料を支払うだけで気軽に労働力を確保できる。その上、予定外の人手不足や労働力を要する時間が1日以内といった短期利用も可能であるため近年急激に普及が進んでいる。

### 7) フランスの就労可能な国籍と条件

最後に、季節労働者の国籍とフランス国内で就労許可を得るための条件について説明する。外国人とは、フランス国籍を持たない人のことを指す。フランス人とは、二重国籍所有者も含めてフランス国籍を持つ人のことを指す。フランスの高等統合委員会が採用した定義によれば、移民とは、フランス国外で外国人として生まれ、フランスに住んでいる人を指す。その一方で、フランス国内で生まれてフランス国籍を持たない一部の外国人（主に未成年者）や、外国でフランス人として生まれ、出生後にフランスへ移り住んだ人は、移民とはみなされない。

また、入国後にフランス国籍を取得して帰化した移民はフランス人であると見なされるが、帰化した後も移民であることには変わらない。したがってフランスは外国人と移民の集団は部分的にしか重なっておらず、移民は必ずしも外国人であるとは限らない（第1表、第2表参照）。歴史が長く複数国籍の所持を認めるフランスは長い間植民地大国であった影響もあり、人口に占める移民の割合が10.3%、うち3人に1人以上はフランスに帰化している（2020年の日本の総人口に占める外国人の割合は2.2%）。

第1表 出生地と国籍別に分類したフランス居住者の人口（2022年推定値）

		出生地と国籍		人数	人口比率 (%)
フランス生まれ 59,184,300人 (87.2%)	フランス人	出生時から フランス国籍あり		58,395,600	86.1
	外国人	出生時から常に フランス国籍なし		788,700	1.2
外国生まれ 8,658,300人 (12.8%)		フランス人	出生時からフランス 国籍あり。外国から フランスへ移住	1,651,600	2.4
	移民 70,06,700人 (10.3%)	フランス人	フランス移住後に フランス国籍を取得 (帰化)	2,480,900	3.7
		外国人	フランス移住後も フランス国籍なし	4,525,800	6.7
		フランス総人口		67,842,600	100

注：外国人＝フランス国籍を持たない人

資料：Insee, Décomposition de la population vivant en France selon le lieu de naissance et la nationalité en 2022 をもとに筆者が作成

第2表 居住地別、フランス国内で季節労働者として就労するために必要となる条件

	フランス人		外国人
	フランス国籍あり (複数国籍所有者も含む)	フランス国籍なし EU加盟国の 国籍あり	フランス国籍なし EU加盟国の国籍なし
フランス居住者	就労可	就労可	労働許可付きの在留カードを 持っていれば就労可
国外居住者	就労可	就労可	就労ビザの取得(入国前)と 労働許可証の取得(入国後)が必 要

注：フランスにおける在留カードの正式名は Carte de séjour(滞在許可証)

フランスでは EU加盟国の国籍所有者、あるいは EU加盟国で労働許可付きの在留カード(正式には Carte de séjour・日本語では「滞在許可証」と訳される)を持つ者ならば、特別な手続きもなくフランス国籍所有者と同等に就労する権利を持つ。また、複数国籍を持つフランス国籍所有者や、フランス国外で生まれたフランス国籍所有者もフランスで働く権利を持つ。さらには学業、職業、家庭の都合で3か月以上の長期ビザを取得して入国した、あるいは滞在中に同様の理由で長期滞在許可権を得ることができた在留外国人もフランス国内で就労する権利を持つ。したがって、季節労働者としてフランス国内で就職することを希望する際に特別な審査が必要となるのは、EU加盟国の国籍も労働許可も持っていない在留外国人と外国人に限られる。

フランスには、EU加盟国内での労働許可をあらかじめ持っていない途上国等からの出稼ぎ季節労働者の受入れを目的とした「季節労働者向け在留カード」という制度もある。在留カードの季節労働者向け在留カードの交付は「2006年7月24日付け 2006-911号移民と統合に関する法律<sup>(16)</sup>」によって開始し、その後「2016年3月7日付け第 2016-274号：フランスにおける外国人の権利に関する法律<sup>(17)</sup>」によって季節労働者としての雇用を目的とする第三人の入国・滞在条件に関する「2014年2月26日付け欧州議会および欧州理事会指令 2014/36/EU が定めた第三人である季節労働者の入国・滞在条件に関する共通条件<sup>(18)</sup>」の枠組みが導入され今日に至る。

この在留カードを取得するためには該当者がまず出国前に

- ・ 出国前に雇用主と3か月以上の雇用契約を交わしていること。
- ・ 雇用主自身が手続きを行い、出国前に雇用予定である外国人季節労働者の「労働許可証」の申請と取得を済ませていること

を証明する書類等を出身国の該当機関に提出してビザを取得すること、取得後速やかに入国し最初の滞在先となる県で在留カードの交付を申請することが必須となる。

季節労働者向け在留カードは、有効期限最長3年間で、更新は可能であるが、フランス国内に滞在可能な期間は年間6か月以内に限定され、滞在期間中は季節労働に従事することが義務化されている。再入国のためには、前年、雇用期間を終了し出国する際にパスポートのチェック等をもって出身国への帰還証明を取得していること、雇用主の手続きによって新たに発行した労働許可証や12か月間におけるフランスへの滞在期間が6か月以下

であったことを証明する書類を提出することが必須となっている。

在留資格が季節労働者である労働者であっても滞在期間中に雇用主を変更することは可能である。ただし滞在中に雇用主を変える際と、季節労働者向け在留カードの有効期間中に労働者が再びフランスに戻り季節労働に従事する際には、その都度雇用者からの手続きによって労働者が新しい労働許可証を取得している必要がある<sup>(19)</sup>。

1963年にフランスと労働協約を締結しているモロッコ、チュニジアでは、以下のような優遇措置がとられている<sup>(20)</sup>。

- ・ 国が国民の中から季節労働者の先行選抜を行う。
- ・ フランス移民統合局が両国に拠点を置き、出国前の身体検査と帰国時のパスポートチェックを管理する。
- ・ 2019年以降、労働者が後日申請すれば、フランスに入国した地点から勤務地までにかかった交通費の払い戻しを受ける権利を持つ。

しかし、在留カード取得の手続きが必要な季節労働者の雇用手続きは雇用者にとって事務的負担の大きい仕事である。またコロナ危機によるロックダウン実施時には、採用予定だった国外からの季節労働者の渡航が難航して労働者不足に悩んだ地域もあった。そのような背景の下で普及が進んだのが、フランス国内またはEU加盟国のいずれかに拠点を置く作業委託業者や人材派遣業者が、拠点国内で雇用した労働者を一時的にフランス国内に送り込んで就労させる、「切離し労働(travail détaché)」と呼ばれる間接雇用の形態である。2022年、フランス国内にて農業分野で就労した切離し労働者の人数は4,616人であった<sup>(21)</sup>。

フランスへの「切離し労働者」派遣を専門とする業者はスペインやルーマニア、ブルガリア等を主に拠点としている。筆者がブルゴーニュ地方で調査に入った醸造用ぶどう農家ではスペイン籍の業者で雇用されたエクアドル人とモロッコ人の「切離し労働者」が現地で就労していた。このように拠点国を介してEU非加盟国からの労働者がフランス国内で間接的に雇用されることも実質可能である。

ちなみに、切離し労働者をフランスの農家へ赴任させる場合も、食・住環境、交通手段の手配および在留カード申請、労働許可証の取得、給料支払い等の労務管理は業者が一手に引き受ける。したがって、切離し労働者を直接雇った業者への労働力を注文した雇用主に求められる仕事は、派遣されてきた労働者に対する労働許可有無の確認と、業者から届く請求書に応じた一括支払いのみとなるため、雇用手続きと労働者を世話する手間が大幅に省かれる。ちなみにフランス国内で就労した切離し労働者に対しては、フランス国内の労働基準および賃金支払い基準の適用が義務付けられている。フランス国内では国内で労働許可を取得して就労したEU圏外国籍所有者を含むすべての農業就労者に対して、フランス国内の社会保障への加盟が義務付けられ、かつ保障される。しかし、切離し労働者に関しては、その労働者を雇用する業者が籍を置く国の社会保障への加盟が原則として義務付けられている<sup>(22)</sup>。

## (2) 季節労働者の雇用と社会保障

### 1) 農業社会共済 (MSA) と農業者社会保障

フランスでは、老齢保険、補足年金、医療保険（医療、出産、障害、死亡）、労災保険（労働災害、職業病）家族手当、障害者手当、住宅手当等に係る保険料の徴収機関と給付事務の運営、担当機関が雇用形態の種類によって細分化されており、農業従事者に関しては、第二次世界大戦後より「農業社会共済」(MSA)が一括窓口となっている。MSA以外の社会保障制度の運営組織は国から任命された者が運営の舵を取るが、MSAの全国本部は、雇用者、被雇用者を含む農業従事者全員を有権者とする投票を経て選ばれた役員たちが組織の運営に携わるところに特徴がある。

### 2) 簡易農業雇用契約「TESA」について

農業経営者は、人材を雇用する際、例え数日間の短期雇用であろうと、雇用条件と雇用者、被雇用者の詳細情報が記された雇用契約書をMSAに提出する義務を負う。農業季節労働者雇用の折によく利用されるのは、TESAと呼ばれる簡易農業雇用契約である<sup>(23)</sup>。TESAには次の二つがある。

- ① 経理担当がない小規模な農場でも3か月以内の有期雇用契約や雇用者管理を容易に行うことができるように2024年1月から100%オンライン化されたTESA Simplifié（簡易TESA）。
- ② 給与計算ソフトを持たない小規模農業事業者を対象としたTESA+。

簡易TESAを利用して労働者を雇うと、次項で述べる雇用契約絡みの事務手続きから給与明細書の作成とコピーの保管、労働者の源泉徴収税の管理、健康手当の申告等に至るまでの労務管理を簡易TESAのサイトで一括して行うことができる仕組みになっている。

簡易TESAは、ぶどう収穫労働者も含む季節労働者の雇用に利用されやすい仕組みになっており、フランス国内で就労する権利を持つ者であれば、外国人労働者であっても簡易TESAでの雇用は可能である。簡易TESAでの被雇用者に支払う総報酬は、社会保障上限額の3倍以下に制限されており、研修先での就労（有給制）と学校での就学を反復する高等専修学校実習生契約、職業訓練校実習生契約等の対象となる雇用契約に関しては、簡易TESAの利用は認められていない。

### 3) 季節労働者との雇用契約の締結と社会保障の手続き

採用が決定した季節労働者と雇用契約を締結する際に処理しなければならない社会保障関係の手続きは以下のとおりである。

#### (i) 社会保障機関の移行と雇用事前申告書 (DPAE)

フランスでは農業分野と他分野では社会保障の申告先となる機関が違うことは前にも

述べた。季節労働者には仕事があれば職種を選ばない者も多いが、農業と他分野の間で仕事を変える場合には、短期間の単発の仕事であっても、その都度社会保障の担当機関を切り替える必要がある。その際、手続きの煩雑さを防ぐ役目を果たすのが、雇用者が季節労働者の採用時にMSAに提出する「雇用事前申告書」(DPAE)である。DPAEを提出すると、社会保障の担当機関を非農業分野の機関から農業分野のMSAに切り替える手続きが自動的に行われる。

#### (ii) 名義入り社会(保障)申告書(DSN)

名義入り社会(保障)申告書(DSN)は、雇用者が各従業員の勤務管理データをMSAにオンラインで申告するシステムである。DSNにオンライン入力した報酬、職務実績等、被雇用者等の情報が、すべての社会保障機関に対して自動的に通知されることで、社会保険料の計算と支払いが実行される仕組みになっている。ちなみにDSNとTesa+の併用は可能であるが、DSNは基本的に無期雇用契約(CDI)の従業員の社会的申告に用いられるシステムなので簡易TESAとの併用は認められていない。

#### (iii) 非正規雇用に際する労働保険費免除(TO-DE)

MSAに加盟している雇用主は、季節労働、ぶどう収穫期労働等、特定の職種や、就労支援労働者、職安に正式登録している求職者等を「テンポラリーワーカー、称して「TO」として雇用すると、労働保険費用の免除(略称TO-DE)の恩恵を受けることができる<sup>(24)</sup>。フランスではSMICと呼ばれる全国一律の法定最低賃金が定められているところ<sup>(25)</sup>、TO-DEによる免除率は、労働者の月給の水準に応じて設定されており、月給がSMICの1.20倍以下である場合は全額免除、1.20~1.6倍である場合は減額、1.6倍以上である場合は免除なしといった形で逡減する<sup>(26)</sup>。なお、臨時労働免除の適用期間の上限は、従業員1人当たり暦年で連続または非連続の労働日数119日と定められている。TO-DEの免除率は2~3年ごとに国が発表するが、近年は据え置きが続いている。現時点でこの制度は2025年12月31日までの延長が決まっている。

### (3) 季節労働者の労働条件

#### 1) 給与額

フランスでは、農業季節労働者の給与額は、農業労働者全般と同様に、農業関連の各種同業組合<sup>(27)</sup>が合意のもと締結した全国農業生産・農業機械使用協同組合労働協約書に基づいて決められる<sup>(28)</sup>。給与額決定の判断材料として使われるのが、職能給基準表と給与水準表(第3表)である。この給与水準表に示された値は、国の法定最低賃金が改定される度に見直しが行われる。各県ではこの全国基準を地域特性に合わせて変更もできるため、各種農業労働組合の県支部が2、3年ごとに見直しを行っている。

第3表 農業季節労働者の給与水準表

号俸	仕事点数の合計		号俸最低賃金 (€)	
	最低点	最高点	2020年9月15日版	2023年5月1日改定後
1号	9	11	10.15	11.52
2号	12	16	10.23	11.61
3号	17	24	10.38	11.78
4号	25	35	10.60	12.03
5号	36	51	11.10	12.56
6号	52	73	11.65	13.15
7号	74	104	12.35	13.92
8号	105	143	13.24	14.88
9号	144	196	14.35	16.11
10号	197	270	15.90	17.84
11号	271	399	18.10	20.30
12号	400		20.70	23.20

資料：Convention collective nationale de la production agricole et CUMA du 15 septembre 2020  
 - Textes Salaires - Avenant n° 7 du 25 mai 2023, Etendu par arrêté du 24 août 2023 JORF 30 août 2023

職能給基準表には、①技術力、②自律性、③基準遵守、④経済的課題に対応する能力、⑤マネジメント力、⑥対人能力の六つの各評価基準項目について、労働者の技量を最大6段階に等級分けできるように、判断基準となる指標が示されている。また各項目の等級に応じた「点数」が決められており、6項目すべての点数を加算した合計を仕事係数表と照合して「号俸」を決定する。号俸には12段階あり号俸ごとに最低賃金が定められている。雇用者は、号俸ごとの最低賃金に研修のレベル、年功、経験、勤続年数等を考慮して給与額を最終決定する。また、技術職、監督職、管理職の場合は、職務の重要さに応じた賃金水準を確保するため、職能基準表の各評価基準項目につき選択できる最低の等級が定められている。

## 2) 勤務時間

第4表は、全国農業雇用研修協会（ANEFA）が発行した農業季節労働者の志望者向けガイドブックに記載された農業季節労働者の勤務時間に関する規定を年齢別にまとめたものである。季節労働者の労働時間契約はフルタイム（週35時間）またはパートタイム7時間以上35時間未満/週で取り決められる。

ただし、労働時間に関しては特定の地域または業界のみで適用が可能な団体協定の制定をもって、例外措置を定めている場合もある。例えばオクシタニー州ワイン農協組合連合会の収穫期雇用ガイドブックには、「週66時間労働を3週間、または週60時間労働が5週間だけ認められる」との記載があり、これにはワイン協同組合および組合に関する全国団体条約での決定が関与している<sup>(29)</sup>。

なお、夜勤の場合はワイン協同組合および組合に関する全国団体条約添付文書の夜間労働に関する協定に基づき<sup>(30)</sup> 休息時間に関する優遇措置が別途義務付けられている。

未成年の労働は法律で厳しく制限されるが、季節労働に関しては14歳からバカンス期限定で正式に雇用契約を結んで働くことが認められており、醸造用ぶどうの収穫現場では保護者同伴等で出勤する地元の高校生等を見かけることもある。

第4表 フランス国内における季節労働者の労働基準

年齢	成年	未成年		
	18歳以上	16, 17歳	15歳	14歳
労働時間の制限	10時間/日 労働監査局に申し出をすれば 12時間/日まで延長が可能	8時間/日 週35時間	7時間/日 週35時間まで	7時間/日 週32時間まで
仕事中の休憩時間	最低でも6時間働いたら20分 は休憩をとること	最低でも4.5時間働いたら30分は休憩をとること		
1日の業務終了から翌日の業務開始時までの休息時間	11時間とする	最低でも連続12時間は 休憩をとること	最低でも連続14時間は休憩を 取ること	
週休	35時間(仕事終了時から翌日まで 11時間連続の休憩も含めて)	最低でも1週間に2日連続で休みをとること 16歳未満は日曜日の出勤禁止		
祝日出勤	可。給料の祝日手当は義務	禁止		
夜勤	例外的であれば21時から翌朝6 時までの勤労は可能。 休息時間に関する優遇措置が別 途義務付けられている。	21時～翌朝6時の出勤は禁止		

資料：Association Nationale pour l'Emploi et la Formation en Agriculture (ANEFA)(OSE devenir saisonnier !)

### 3) 農業分野全般における季節労働者の採用ルートと採用難

フランス国内で季節労働者が担う農業労働力の割合は農業総労働力の43%を占める。

全国農業経営者連合会（FNSEA）の雇用動向調査部会は2021年、醸造用ぶどう栽培・醸造作業に限らず農業分野全般における農業季節労働者の雇用主6,323人をサンプルとした世論調査を実施した。その結果解答者のうち季節労働者の求人に関する問題を抱えると答えた回答者は全体の3/4に達した。同世論調査の結果をもとに、農業分野全般における労働者の採用ルートに関する結果を第5表に示した。全体の約3/4がロコミ、以前に雇ったことがある季節労働者のリストを利用した季節労働者雇用の経験があり、インターネット（SNSも含む）や職業安定所や全国農業雇用訓練協会（ANEFA）等、公的機関の利用や前節で述べた共同雇用者組合や切離し労働者に特化した外国籍作業請負業者の利用経験者もあった。

第5表 労働者の採用ルートとして「利用した」と答えた回答者の割合

採用ルートの種類	労働者全般	季節労働者
ロコミ	71%	76%
(以前雇用したことがある) 季節労働者のリストを活用	—	74%
インターネット（SNS（Facebook等）を含む）	13%	15%
職業安定所	10%	20%
全国農業雇用訓練協会(ANEFA)	2%	17%
共同雇用者組合	—	15%
外国籍作業請負業者	—	8%

資料：Observatoire emploi formation de la FNSEA（FNSEA/IFOP 2022）

また、第6表には同調査にて回答者のうち農業季節労働者採用難の主な理由として挙げた人数の比率を示した。農業経営体が都市から離れた場所に位置する際、通勤のための交通手段や通勤不可能な農業者のための住み込み環境整備が必要となる。また、このような採用難に対抗した季節労働者の受け入れと維持に関して、回答者は季節労働者のうち約半数は常連化していると答えている。

また以前雇ったことがある季節労働者を無期雇用契約（CDI）で再雇用した経験があると回答した者が全体の1/3を占め、季節労働者に食事を提供すると答えたものは全体の1/4を占めた。

第6表 農業季節労働者採用難の主な理由（2021年）

理由	割合
候補者不足	87%
職務放棄	46%
交通手段	42%
重労働	41%
資格	38%
住み込み環境	33%
報酬	21%

資料：Observatoire emploi formation de la FNSEA

### 3. 醸造用ぶどう生産の現状と課題：フランス全国の概要と現地調査の結果

前節ではフランスにおける農業季節労働の雇用に関する一般的な制度、政策と雇用の現状について言及した。ここからは2023年8月にオクシタニー州、ラングドック地方で実施した現地調査の結果を基に、同地方の醸造用ぶどう農家における季節労働者雇用の現状と課題を題材とした地域事例を紹介する。

#### （1）産地の特徴

##### 1）農業と醸造用ぶどう栽培・ワイン生産の特徴

オクシタニー州（地域圏）は、パリから真南、地中海沿い位置する。ラングドック・ルシヨン地方とミディ・ピレネー地方の合併により2016年に誕生した。なだらかな丘陵地が多く、州内に位置する大小約4454の最小自治体（コミューン）のうち45%が山間地ゾーン外に位置している。州別に見た農業経営体数第1位、耕地面積第2位、農業分野におけるフルタイム当量（FTP）<sup>(31)</sup>が第2位と農業が盛んな地域でもある。

醸造用ぶどうの栽培面積は州別第1位でフランス全土の33%を占め、ワイン生産量に関しても国内総生産量の31%、赤ワインとロゼ生産量のみで比較すると43%とシェアは

高い<sup>(32)</sup>。また、州のワイン生産は醸造用ぶどう生産量、栽培面積共に8割方ラングドック・ルシヨン地方に集中している。地方（旧州）合併に伴い行政機能等はおおむね統合されているが、地元ではラングドック・ルシヨン地方とミディ・ピレネー地方は全く異なったワインの産地文化圏だという認識が強い。本稿ではラングドック・ルシヨン地方を調査対象地とするが、同地方単独の統計がない場合はオクシタニー州全体を対象とした統計で代用している。

冬は温暖、夏は高温乾燥で日照時間長く醸造用ぶどう栽培に適した気候であり、栽培開始の歴史は紀元前6世紀まで遡る。運河や鉄道などの交通網の発展に伴い産業革命後の19世紀後半、フランス北部の工業化を受け、ぶどう生産の量的拡大が容易な風土を活かし、労働者が日常的に飲むような安価なワイン（テーブルワイン）の大量生産が中心となった。

今日でもラングドック・ルシヨン地方は作業の機械化と農協の大型醸造施設を活用したデイリーワインの産地である。醸造用ぶどう農家には、生産から醸造、販売までを行う農場ワイナリー型と生産したぶどうを農協に出荷し、農家が醸造、販売を行う農協出荷型、ワイン商が農家から買い取ったぶどうまたは果汁、ワインを醸造またはブレンドして販売するワイン商と取引をするワイン商取引型がある。農協出荷型を伝統とするオクシタニー州では、ワイン農協（州内に193組合）が州内総販売量の62%を占めている（2021年）。

ワインが安価なこの地域では醸造用ぶどう畑の平均価格も全国産地の中で最も安い（第7表参照）。このため、土地購入による経営規模拡大や農場ワイナリー分野における新規就農に有利な地域としての特徴も持つ。有機ワインやナチュラルワインの生産も盛んで、この地域は国内有機栽培農地（申請中も含む）の36%が集積する最大の有機ワイン産地であり、これは州内醸造ぶどう栽培総面積の21%にも該当する<sup>(33)</sup>。

第7表 産地別・産地認証（AOP）ワイン生産用ぶどう畑の平均価格（2022年）

産地名	単位(€/ha)
シャンパーニュ	1,065,700
ブルゴーニュ・ボジョレ・サヴォア・ジュラ	220,900
ボルドー・アキテーヌ	114,000
アルザス・エスタ	113,200
ヴァレドゥローヌ・プロヴァンス	51,800
ヴァレドゥロワール・ソントル	39,200
コルシカ	22,200
スッドウ・ウエスト	14,000
ラングドック・ルシヨン	13,000

資料：Les Marché des vignes/Le prix des terres 2022 / Groupe Safer-SSP

オクシタニー州では、地理的認証の中でも保護原産地呼称（AOP 認証）より規制がやや緩い地理的保護表示（IGP 認証）を取得しているワイン生産が盛んである（第7表参照）。

また、2021年～22年におけるAOPまたはIGPいずれかの認証取得済みワインの輸出量は、同時期における認証取得済みワイン総生産量の1/3に匹敵する（第8、9表参照）。

第8表 産地認証取得状況別オクシタニー州産ワインの生産量と栽培面積 (2021年)

	AOP 認証	IGP 認証	認証なし	合計
醸造用ぶどう栽培総面積(ha)	74,451	161,202	14,737	25,0391
栽培面積の全国比	14.5%	79.5%	41.8%	33.4%
ワイン総生産量(10万リットル)	2,532	8,101	1,071	11,704
生産量の全国比率	9.9%	79.5%	50.1%	30.9%

資料 : Mémento de la statistique agricole 2023 - Agreste Occitanie

第9表 オクシタニー州における産地認証 (AOP, IGP) ワインの輸出状況 (2021年8月~2022年7月)

	価格 (1000€)	量(10万L)	価格ユーロ/L
IGP	736,244	2,844	2.59
AOP	298,756	601	4.97

資料 : Mémento de la statistique agricole 2023- Agreste Occitanie  
Douane, traitement Sriset-données nombre 2022

## 2) 地域の醸造用ぶどう栽培経営体と雇用の特徴

フランスでは 70 代を超えても現役で働く農業者が多い日本とは異なり、農場経営者は定年になると一般的には退職して後継者に後を譲るか廃業する。したがって第 10 表のとおりラングドック・ルシヨン地方の各県における 60 歳以上の経営者数は全体の 1/4 強と少なくなっている。

第10表 ラングドック・ルシヨン地方・各県の醸造用ぶどう農場の経営体数と経営者

県番/県名	農業経営体数の推移 2019/2021年(経営体数)	経営者数および各年齢・性別が占める割合(2021年) (% : 小数点以下四捨五入)						
		2010/2021年(人)	うち女性(%)	40歳以下(%)	40歳以上50歳未満(%)	50歳以上60歳未満(%)	60歳以上(%)	新規就農者数(人)
34 Hérault	5,545/5,324	4,904/4,252	26.5	17.3	22.5	32.2	28.1	166
11 Aude	3,632/3,481	3,660/2,969	26.8	18.0	21.5	33.4	27.0	116
30 Gard	2,605/2,517	2,869/2,324	25.4	19.4	21.5	33.2	26.0	72
66 Pyrénées-Orientales	1,452/1,361	1,442/1,088	23.5	16.0	24.4	35.5	24.2	40

資料 : Mémento de la statistique agricole 2023 - Agreste Occitanie, Mutualité Sociale Agricole (MSA)

オクシタニー州の 2022 年における新規または継続中の雇用契約数を第 11 表に示した。醸造用ぶどう栽培においては、有期雇用契約 (CDD) が雇用契約件数全体の 8 割を上回る。

第11表 2022年, オクシタニー州における農業労働者雇用契約件数/年

	無期雇用 (CDI)	有期雇用 (CDD)
農業分野全体	24,883 件	133,865 件
醸造用ぶどう栽培	8,322 件	45,689 件

資料 : FNSEA Observatoire Emploi Formation Chiffres-Clés Emploi salarié Occitanie 2022

### 3) 醸造用ぶどう栽培と醸造作業の季節労働者の仕事歳時記

第12表にラングドック・ルシヨン地方における醸造用ぶどう栽培・醸造作業の年間スケジュールを示した。同地方において第12表の作業のうち季節労働者を要するのは、主に7月から10月の収穫作業と12月から3月の剪定作業である。

第12表 ラングドック・ルシヨン地方の醸造用ぶどう栽培・醸造作業の歳時記

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	芽かき・摘果		収穫作業準備	収穫・醸造				剪定			

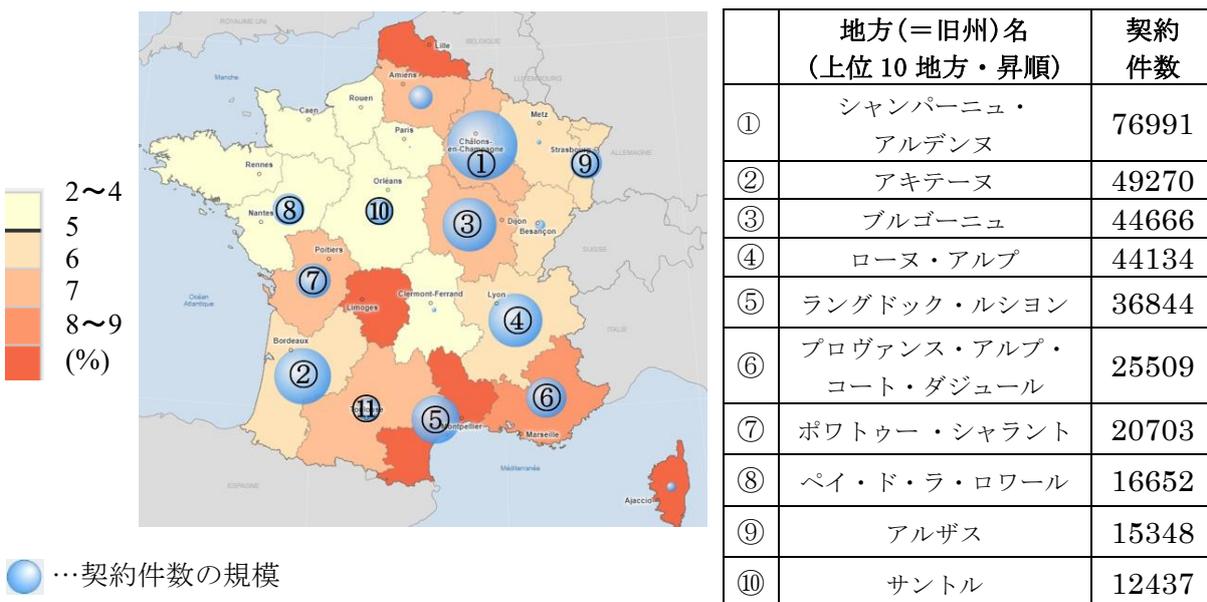
この地域では、80年代から機械収穫が始まり、今日では全域に浸透しているが、品質重視の生産者や在来種、樹齢や植え方、地理的条件等によって機械化が困難な畑では今でも手摘み収穫が続けられており、収穫の繁忙期には短期に大勢の季節労働者を必要とする。その一方で、剪定については、機械剪定が可能になった今日でも技術にこだわり手作業剪定を続ける経営者が多数を占める。剪定作業は真冬から春を迎えるまでに時間をかけて丁寧に行うため、手摘み収穫の時と比べると雇用人数は少なく、雇用日数は長くなる。

そのほか、摘果、間引き、誘引等の春・夏場の畑作業、ワインの瓶詰め等の出荷、ワインツーリズム客の対応等の仕事に季節労働力が動員されることもある。

### 4) 貧しい農業者と新たなワイン生産過剰危機

第1図は2021年における醸造用ぶどう栽培に関与する有期雇用契約（CDD）の件数を円グラフで、農業社会共済（MSA）加盟者における生活支援手当（RSA<sup>(34)</sup>）受給者の比率を地方（旧州）ごとに色分けして示したものである。

第1図 農業共済組合（MSA）加盟者におけるRSA（生活支援手当）受給者の比率（2020年）と醸造用ぶどう栽培に関与する有期雇用契約（CDD）の件数（2021年）



ラングドック・ルシヨン地方における醸造用ぶどう栽培に関連した有期雇用契約 (CDD)の件数は36,844件であったが、これにはワイン農協による3,139件は含まれていない。同地方ではMSA加盟者総数の9%に該当する385人がRSA受給者であり、人数、比率ともに全国一位で醸造用ぶどう農家のみでなく地域全体の農業従事者が貧しい土地柄でもある。

2024年1月31日、フランスのマルク・フェスノー農業大臣は、ワイン（特に赤ワイン）の消費減と過剰生産、外国産ワインとの競争深刻化に対する対処策として醸造用ぶどう作付面積の約1/7に当たる10万ヘクタールを目標とした減反支援金に1億5,000万ユーロ、経営に行き詰る生産者支援に向けた8,000万ユーロの緊急基金に充てる予算の捻出を欧州連合（EU）と交渉すると発表した<sup>(35)</sup>。赤とロゼのAOPワインについては、5ユーロ未満品目での消費量の減少と5ユーロ以上品目での消費量の増加等、量より質に重点を置く消費の傾向が強まっており、フランス最大の赤、ロゼワイン産地であるオクシタニー州全域はこの緊急援助策を最も優先して進めるべき地域であると国は指定する。

## （2）調査結果を通じた現状の考察

ここでは、農協出荷型と農場ワイナリー型の醸造用ぶどう農家経営体について、最初に既存の統計や世論調査の結果を整理した上で、次に筆者が2023年に現地で行ったインタビュー調査の結果を踏まえ、雇用の現状について考察する。

### 1）既存の統計・調査結果より

既存の統計・調査結果から、オクシタニー州全域における農場ワイナリー型、農協出荷型の経営の特徴を第13表に、CERFRANCE<sup>(36)</sup>が実施した標本調査結果を基にまとめた経営指標の年推移を第14表に示した。

この二つの表からは、同地域における醸造用ぶどう農家経営体には以下のような傾向があることが読み取れる。

- A. 農場ワイナリー型の栽培＋醸造を行う経営体は、醸造用ぶどう栽培のみを行う経営体（≡農協出荷型）よりも経営面積、雇用者労働力の平均値が高い。
- B. 農場ワイナリー型は農協出荷型より人件費と生産費がかさむ
- C. 農場ワイナリー型と比較し農協出荷型には低コスト集約・量産重視の傾向が見られる。
- D. 平均値を見ると、農場ワイナリー型は黒字経営で、農協出荷型は赤字経営である。
- E. 2021年の冷害（凍結）による収量減は農協出荷型の経営には損失を与えたが、農場ワイナリー型には大きな影響は出なかった。
- F. 生産コストと人件費は経営体の様式に関係なく増加傾向にある。

第13表 2020年オクシタニー州における醸造用ぶどう農家経営体の営農形態別特徴

	栽培+醸造	栽培のみ
経営体総数 <sup>(37)</sup>	14,191	16,050
経営耕地面積の平均値/経営体	30ha	20ha
醸造用ぶどう作付面積平均値/経営体	18ha	15ha.
フルタイム当量の平均値 FTE/経営体	1.8	1.4
被雇用者フルタイム当量 FTE/経営体	0.8	0.6

資料：RA2020(Agri'scopie Edition 2023 掲載)

注. フルタイム当量=全労働者の労働時間数/フルタイム業務1日分=延べ人員

第14表 農場経営体当たりの年間生産経費・標本調査結果

	農協出荷型			農場ワイナリー型		
	2021	2020	2019	2021	2020	2019
人件費(ユーロ)	1,640	1,580	1,492	2,869	2,610	-
生産費(ユーロ)	4,877	4,779	4,444	9,097	8,563	-
農地面積当たりのワイン生産量(hl/ha)	43	55	59	36	43	49
面積当たりの生産費(ユーロ/hl)	114	87	75	254	201	-
家族労働控除後の平均経常利益(ユーロ/ha)	-227	-180	≒0	511	242	315
調査標本数(経営体)	590	570	558	215	190	193

資料：Observatoire viticole occitanie, Edition 2022, Edition 2021, Edition 2020.

## 2) 醸造用ぶどう農場経営体へのインタビュー結果

次に、2023年、現地の農場ワイナリー型経営体18軒と、A農協に出荷する農場経営体20軒に筆者がインタビューを実施した結果を第15表、第16表、第17表、第18表にまとめた。

それによると、農協出荷型と農場ワイナリー型とを比較すると以下の点が確認できた。

- ① 収穫について：農協出荷型の経営体は収穫を100%機械化しているが、農場ワイナリー型では2経営体を除いて、収穫の一部、または全部が手作業で行われている。
- ② 剪定について：全体的に収穫作業ほど機械化（電動バサミを除く）が進んでいない。農場ワイナリー型では回答者全員が手作業で剪定している。
- ③ 季節労働者を雇用する時期について、季節労働者を雇用すると答えた回答者は農協出荷型の約2/3、農場ワイナリー型の約3/4を占めた。
- ④ 農協出荷型では季節労働者を要する作業は剪定期のみ、農場ワイナリー型では過半数が収穫、剪定作業と答え、その他の作業にも季節労働者を利用が見られる。
- ⑤ 農協出荷型には雇用なしの経営体が見られる一方で農場ワイナリー型は、1経営体以外は雇用ありと答えている。
- ⑥ 農協出荷型、農場ワイナリー型、双方を合わせて
  - 地元雇用や家族協働が仕事に慣れた常連労働者の雇用が一般的である。
  - 作業委託業者の利用、外国人雇用は過半数を割る。
  - 作業委託業者を利用する経営体では1経営体を除き常連労働者の利用が見られない。

- ⑦ 農場ワイナリーのみに見られる特徴としては醸造用ぶどう農家を家業とせず、異業種での就職を経て新規就農者した経営面積が小規模な脱サラ就農型、家業を受け継いで就農した家族世襲型、富裕層が既存の農場ワイナリーを買収して開設した投資型に分類できること。ただし経営体のタイプ分けや有機ワイン生産の有無といった特徴と季節労働者の雇用には大きな関連は見られなかった。
- ⑧ 農協出荷型では、機械利用協同組合（Cuma）や農業者の間で日本の「結」に似た「Entraide」と呼ばれる相互扶助利用の習慣がある。

第 15 表 経営体の類型別で見た雇用の特徴（単位：経営体）

		農場ワイナリー型 18 経営体	農協出荷型 20 経営体
季節労働者雇用		13/17	11/17
季節労働者 雇用時期	収穫期	10/16	0
	剪定	8/12	11/17
	その他	4/8	1/9
家族協働		16/18	4/10
農家間相互扶助		—	6/6
作業委託業者利用		4/16	4/13
外国人雇用		6/13	6/13
地元雇用		14/15	7/11
常連労働者		13/15	7/13

注. 全員全問回答を求めず。分母は回答が得られた経営体の数。

第 16 表 経営体の類型別で見た収穫、剪定の方法（単位：経営体）

		農場ワイナリー型	農協出荷型
収穫方法	手作業のみ	3	0
	手作業>機械	2	0
	手作業<機械	11	0
	機械のみ	2	20
剪定方法	手作業のみ	16	10
	手作業>機械	0	6
	手作業<機械	0	2
	機械のみ	0	1
	無回答	0	1

第17表 農場ワイナリー型経営体・インタビュー結果のまとめ

	栽培面積 (ha)	経営体の情報			経営の特徴			収穫		農場で働く人の情報											
		家族世襲	投資家	脱サラ就農	農協出荷あり	B i o	機械 (%)	手 (%)	手作業剪定	家族協働	地元雇用	外国人雇用	作業委託	常連	季節労働			C D D雇用	中・長期	常勤あり	雇用なし
															収穫限定	剪定	その他				
1	6	×	×	○	×	△	×	100	○	○	○	○	○	×	○	—	—	—	—	×	
2	6	×	×	△	×	○	×	100	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	—	×	
3	6.5	×	×	○	×	×	75	25	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	
4	7.5	×	×	○	×	×	100	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
5	15	×	×	○	×	○	僅か	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	△	—	×	
6	15	×	×	○	×	×	○	僅か	○	○	○	×	×	○	—	○	—	△	×	×	
7	16	○	○	○	×	○	—	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	○	○	×	
8	17	○	×	○	○	△	75	25	○	○	○	×	×	○	○	○	—	○	×	×	
9	18	○	×	×	×	×	○	僅か	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	
10	25	○	×	×	×	○	○	僅か	○	○	○	—	×	○	×	—	—	○	○	×	
11	25	△	×	○	×	×	○	僅か	○	○	○	×	×	○	○	△	△	×	×	×	
12	30	○	×	—	○	×	70	30	○	○	○	—	×	○	○	×	×	△	—	×	
13	39	○	×	—	×	×	90	10	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	
14	40	○	×	—	×	○	90	10	○	○	○	○	×	○	○	○	—	×	—	×	
15	43	○	×	—	—	—	80	20	○	○	—	○	×	○	○	—	—	—	—	×	
16	50	○	×	○	×	○	×	100	○	○	—	○	△	—	○	—	—	○	—	×	
17	50	○	×	×	×	×	○	僅か	○	△	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	
18	180	○	○	×	×	×	100	×	○	×	○	—	○	○	×	○	○	○	○	×	

※ (—)...データなし ○...当てはまる △...時々当てはまる ×...当てはまらない

注. 収穫：剪定方法の数字は% 正確な数字がない場合は○×参加を利用  
 家族世襲…醸造用ぶどう栽培を2世代以上続けている農場経営体  
 投資家…農場を家族2代以上で継続している農家  
 脱サラ就農…農場主が他の職種から転職して就農していること  
 手作業剪定…簡易電動ハサミも含む  
 家族協働…家族と一緒に仕事をすることがある農家

第18表 農協出荷型経営体・インタビュー結果のまとめ

農場 No.	醸造用ぶどう 栽培面積 (ha)	経営体の情報			収穫		相互扶助	剪定方法		常勤者の有無と季節労働者の情報												
		家族経営	共同経営	複数農場	個人	機械		手	手	機械	家族協働	地元雇用	外国人雇用	作業委託	常連	季節労働			常勤あり	雇用なし		
																収穫	剪定	その他				
1	4.6	×	×	○	100	×	—	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
2	15	—	×	○	100	×	○	◎	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×
3	17	—	—	—	100	×	—	—	○	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—
4	20	—	—	—	100	×	—	◎	—	—	—	○	○	×	×	○	—	×	×	×	×	×
5	21	—	—	○	100	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
6	21	○	×	×	100	×	—	○	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
7	24	—	—	○	100	×	—	◎	—	—	○	×	×	○	×	○	—	×	×	×	×	×
8	25	○	—	×	100	×	○	◎	—	○	—	○	×	○	×	○	—	×	×	×	×	×
9	29	—	—	○	100	×	—	○	—	—	—	—	—	—	×	○	—	—	—	—	—	×
10	29	—	—	—	100	×	—	○	—	—	—	—	—	—	×	○	—	—	—	—	—	×
11	30	○	—	—	100	×	—	○	△	—	○	○	○	—	×	○	—	○	—	○	—	—
12	30	×	×	○	100	×	○	○	△	×	○	×	×	○	×	○	—	×	×	×	×	×
13	45	—	—	○	100	×	—	◎	×	○	—	○	×	○	×	—	×	○	×	○	×	×
14	46	—	—	—	100	×	—	○	△	—	—	○	○	—	×	○	—	×	×	×	×	×
15	50	—	○	×	100	×	○	△	○	—	○	—	—	○	×	○	○	—	×	×	×	×
16	50	—	—	○	100	×	—	◎	×	×	○	—	—	○	×	×	×	×	×	×	○	×
17	50	○	—	—	100	×	—	40	10	×	○	×	×	△	×	○	—	GE	×	×	×	×
18	57	○	△	×	100	×	—	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
19	120	—	○	×	100	×	—	○	△	—	—	—	—	—	×	×	×	○	×	×	○	×
20	—	—	—	—	100	×	○	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—

※ (—)…データなし ◎または○…当てはまる △…時々当てはまる ×…当てはまらない  
注. 収穫：剪定方法の数字は%。正確な数字がない場合は○×参加を利用。GE…共同雇用者組合

3) 既存の調査結果と醸造用ぶどう農場経営体へのインタビュー結果について

1) の既存の文献・調査結果から読み取れる A~F と、2) の筆者によるインタビュー調査結果から読み取れる①~⑧について比較・考察すると、以下のような事情が推測できる。

(i) 1) の B に示したとおり、農場ワイナリー型は農協出荷型と比べて人件費と生産費がかさむ。その理由としては、2) の①, ②, ④に示されるとおり、農場ワイナリー型は農協出荷型と比べて機械化の度合いが低く手作業が多いことが指摘できる。手作業が多い背景には、農場ワイナリーでは最終農産物がワインであるため、ワインの出来が経営体の収益を左右すること、そしてワインは高品質なものを長く貯蔵すると価値が増すため、生産者は原材料となる高品質なぶどう作りのために手間をかけ、量より質に注目した作業を優先させる傾向があると考えられる。他方、2) のインタビューに回答した農協出荷型の全経営体は、同じワイン農協の組合員であった。

この地域のワイン農協では、会員農家が農協へ出荷した醸造用ぶどうの価格は、その

ぶどうから作られたワインの価格に応じて決められる。また、農家に対する支払いは「ワインが売れた量<sup>(38)</sup>」に応じて定期的に行われる。したがって、農家は自分が出荷したぶどうがより高いワインに使われるほど、原価（原材料であるぶどうの値段）に対する支払い額も割高になり収益増が期待できる。

だがその一方で農協産ワインは質より量産重視というイメージが一般的に定着している。その上、生産量が少なく顧客に合わせて柔軟な商売ができる農場ワイナリー型と比べて、大型顧客が一般的な農協では、一度決めたワインの価格を臨機応変に改定しづらい。さらには質より量を重視した量産型の割安なワインは、世界的なアルコール飲料の消費減、ワインの過剰生産、国際市場競争の激化等の影響を受けやすく、オクシタニー州の農協出荷型経営体の平均経常利益は年々赤字傾向となっている。

したがって、農場ワイナリー型より農協出荷型の方が収穫等、作業の機械化、農家間の相互扶助に頼る面が大きいのは、「ぶどう作りに手間をかけても、収益増という形での見返りを期待しづらい」状況であると考えられる。

(ii) 2) の⑥からは、回答に応じた醸造用ぶどう生産者は、季節労働者の人手不足と安定した労働力の確保のために家族協働や地元雇用、仕事に慣れた常連労働者の雇用を優先的に利用し「信頼関係」と「顔の見える関係」、つまり個人的、社会的、距離的な「近さ (proximité)」の確保を重視する傾向があると考えられる。その反面、農場ワイナリー型のうち投資家が経営者のタイプ、農協出荷型では常連労働者を雇用しているとの回答が得られなかった経営体が作業委託業者を利用しており、「近さ」の確保に価値観を見出さない経営者が労働者雇用の手間省略を図る傾向があると推測できる。

#### 4) 地域の農政オピニオンリーダーへのインタビュー

ラングドック地方エロー県、農業経営者連合会 (FDSEA) 事務局長 C 氏、副事務局長 B 氏に対して個別に実施したインタビューの結果に基づき、現地の情報と課題を簡単にまとめて紹介する。C 氏、B 氏共に醸造用ぶどう農場を経営する農業者であり、C 氏は農業社会共済組合 (MSA) 全国本部役員とラングドック地方支部代表を兼任し、B 氏も農業経営者組合の全国本部、オクシタニー州支部の活動に携わる。

##### (i) 地域内における季節労働者不足発生の原因

C 氏、B 氏は原因として以下の点を挙げた。

- ① 物価高騰に伴う国最低賃金の断続的な値上げにより人件費が高騰している。
- ② インフレと戦争、気候変動の影響による生産コスト増が原因で経営が逼迫し、農家は労働者の賃上げができない。
- ③ 失業率の低下に伴う求人数と求人分野の選択肢の増加が、賃金が低い農業から、高い産業・国へと流出し、労働力摩擦を引き起こす。
- ④ 上記①～③の結果として、農業分野に残された労働者の質が低下し、遅刻、

欠勤続きの労働者、アルコールや薬物中毒者、失業保険取得常習者など「使えない・働きたがらない」労働者が増えている

(ii) C氏, B氏が季節労働者不足発生の原因として挙げた各項目について述べた詳細は以下のとおりである。

① 人件費高騰について

C氏, B氏共通: 物価高騰に伴う国の最低賃金の断続的な値上げ(9.76~11.52ユーロ/時(2017~2023年))<sup>(39)</sup>と最低賃金の上昇に伴う労働者の給与増額が原因。

B氏: 労働者の昇格促進と昇給も原因。労働者一人当たりの労働時間数増加による給与の増額より昇給の方が結果として人件費の増加に大きな影響を与える。

ちなみに2017年から2022年の5年間, オクシタニー地方では農業分野における新規または継続中の管理職者雇用件数が38%増, 正規雇用件数が36%増であったのに対し, 季節労働者を含む新規または継続中の有期雇用契約(CDD)件数は7%減であった。また, 被雇用者の延べ労働時間数が8%増であったのに対し地域内で支払われた給与総額は22%増加している<sup>(40)</sup>。

② 生産コスト増について

C氏: フランスでは農業分野における経済状況が良くない。農家の収入が減っているため, 十分な収入がないのに魅力的な給与を提示するのが難しい。

B氏: 生産コストの大部分を人件費に投じる職種だから現に人件費15%増加が起きたのは切実な問題。

③ 労働力摩擦について

B氏: 農業労働者の仕事は単純肉体労働で, 公共事業や観光業等, 同等の職業能力レベルが求められるポストと比較して賃金が低いため人気が高い。失業率の低下に伴う求人数の増加と職種選択枠の拡大が他分野への労働力流出を促す。

C氏: 自分の農場では代々スペイン人の学生を季節労働者として雇用しているが, スペインの景気回復とともにうちには来なくなった。ドイツや北欧等のより景気が良い国, 観光業等のより賃金が高い業界を選択するようになった。

④ 農業分野に残された労働者の質の低下

B氏: 労働者の質の向上に向けて努力しているが, 常には手応えを感じないのが現状。経済的な価値(給料, 賞与, 福利厚生), 心理的な価値(仕事のやりがい, 人間関係, 所属意識や誇り), 職務的な価値(仕事に対する技術, 知識, 専門性)を重視するエンプロイヤーブランディングのコンセプトを自身の経営スタイルに応用しており, 仕事は労働

者に任せっきりにせず自分も一緒に取り組む、仕事が始まる前に労働者と一緒にコーヒーを飲む、冬季には農家民泊施設を季節労働者に無償で貸し出す、雇用主も精神的な余裕を持って仕事ができるよう経営面積を縮小して仕事量の調節を図る等努力をしているが、労働者の忠誠心は低く、片親家族増加等、家庭の都合による勤務希望時間の多様化等、被雇用者からの要望が多様化しすぎて対応が難しい。

#### ⑤ ④と関連した異宗教文化圏からの外国人労働力への依存に伴う問題

B氏、C氏共通：オクシタニー地方の猛暑と低賃金、重労働に耐える北アフリカ等の途上国からの移入労働力へ頼らざるを得ぬ状況になってきているが、異宗教文化圏からの移入による差別問題の深刻化は、地域が抱える複雑な課題。

C氏：飲酒をやめる、豚食を辞めるなど、イスラムの戒律をより厳重に守ることで自らのアイデンティティを守ろうとする移民の増加が、既存の国内労働力との間に亀裂を生み出した。

B氏：ラングドック・ルシヨン地方には南・東欧からの出稼ぎ炭鉱労働者、農業労働者を受入れの歴史があり、定住した移民たちは一世代半で差別等も克服し、地元社会に馴染みフランスへ同化した。その中で農業というベーシックな職業が社会的弱者や移民に社会的統合のきっかけを与える役割を果たしていた。しかし、北アフリカ出身の移民には宗教その他の理由があって習慣が違いすぎるため状況はより複雑。

## 4. おわりに

本稿の前半ではフランスにおける農業季節労働者の雇用に係る法律、社会保障制度、労働基準等、制度と政策のまとめと農業分野全般における季節労働者の採用難の状況を紹介した。また後半では、世界的なワイン消費量の減少と市場競争の国際化による景気不振回復策として量産型から品質重視型への転換を図る、オクシタニー州ラングドック・ルシヨン地方における季節労働者の雇用と課題についての考察を紹介した。最終生産物の販売に対する個人の直接責任が少ない農協出荷型生産者は農場ワイナリー型の生産者より一足早く機械化を進めて労働力の省力化を図ってきた。しかし、消費者が「量より質」志向に傾倒しつつある今日では、機械化、量産化は、国際的な市場競争と気候変動による被害に対して脆弱になりがちであること。量より質を重視すると季節労働者の労働力に対する需要が増すことなどが明らかになった。スマート農業が、制度、道徳、実用性、経済面において「量より質」型の生産体制を目指すこの地域の醸造用ぶどう栽培の需要を満たす時代が来るまで、どのようにして季節労働力の確保を維持するか。アンケートの回答者は、将来的展望に欠ける外国人労働力への依存は地域の社会的構造に複雑な課題を残しうると警告する。

本稿を起点とし、今後更に多角的な視点からフランスの醸造用ぶどう農家の季節労働者雇用に関する研究を継続する。それによって機械化、IT化による農業の効率化と持続可能かつ人権を重視した季節労働者雇用の理想的なバランスの在り方を検討していきたい。

- 注 (1) ブルゴーニュ地方のブドウ畑の細分化された区画のこと。
- (2) Fédération des Exportateurs de Vins et Spiritueux de France (2024) による。
- (3) Agreste (2023) による。
- (4) Le Comité National des Interprofessions des Vins à appellation d'origine et à indication géographique (2019) による。
- (5) フルタイム当量(FTE.フランス語では ETP) は業務量をフルタイムの人員に換算したときに何人分に相当するかを示した物=全労働者の労働時間数/フルタイム業務1日分=延べ人員。
- (6) Vitisphere (2023年7月25日付) による。
- (7) フランスにおける最も大きな地方行政区画, 「région」は「地域圏」または「州」と訳される。フランスの一般市民は 2016 年の州合併後も旧州内の文化圏に帰属意識を持つ傾向が強いため, 「旧ラングドック州」ではなく「ラングドック地方」と訳した。
- (8) Code du travail. Article L1242-3 による。
- (9) Code de travail. Article L.1251-6. 3° による。
- (10) Code de travail. Article L.1243-10. 1° および Code de travail. Article L.1251-33 による。
- (11) Code de travail. Article L.1242-7.4° および Code de travail. Article L.1251-11. 4° による。
- (12) DPAE について, 詳細は 2,(2),3),(i)を参照。
- (13) Code rural et de la pêche maritime Article L.718-4. Code rural et de la pêche maritime Article L.718-6 による。
- (14) CERFRANE による。
- (15) Convention collective nationale de la production agricole et CUMA du 15 septembre 2020 - Textes Attachés - Charente et Charente-Maritime (ex-IDCC 9161 et 9171) Accord du 28 octobre 2021 relatif aux dispositions sur le travail à la tâche pour la viticulture による。
- (16) Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration による。
- (17) Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers en France による。
- (18) Directive 2014/36/UE du Parlement européen et du Conseil du 26 février 2014 établissant les conditions d'entrée et de séjour des ressortissants de pays tiers aux fins d'un emploi en tant que travailleur saisonnier による。
- (19) Direction de l'information légale et administrative (2023) による。
- (20) Convention franco-tunisienne du 9 août 1963 sur les relations économiques et la protection des investissements および Convention de main-d'œuvre entre la France et le Maroc du 1er juin 1963 による。
- (21) Auvray, N et al.(2024) による。
- (22) Directive 96/71/CE du Parlement et du Conseil du 16 décembre 1996 concernant le détachement de travailleurs effectué dans le cadre d'une prestation de services による。
- (23) TESA が作成された経緯について, オクシタニー州の MSA 支部代表者兼全国本部議員である C 氏は以下のように解説する。「農業者は労働者を雇用する際, 規定の申告用紙に誕生日, 社会保障番号, 勤務時間, 給料等, 被雇用者の情報を記入して控えを MSA と労働者に提出し, この紙が被雇用者の給与明細の役割を果たしていた。フランスでは労働者雇用に際する, 契約方法や様式に関する法律が非常に複雑で例外が多く, 以前は専用紙に手書きで済ませていた給与明細の記入, 計算方法は経理の専門知識に長けた者でなければ対応が難しくなってしまった。そこで経理担当の雇用が不可能な小規模農場における雇用手続き簡易化と, 収穫作業等, 技術を問わない短期単純労働者の雇用手続き簡易化を目的として作られたのが, 雇用契約, 給与と(業務停止, 病気, 出産, 育児, 契約終了)等, 被雇用者の活動期間に関連するデータ申告手続きを簡易化した TESA である」。
- (24) 農業機械使用共同組合(通称 CUMA), 加工, 包装, 販売を業務とする協同組合, アグリツーリズム関連組織, 社会的弱者支援代替, 農作業請負業者等, 一部 TO-DE の適応範囲外となる職種もある。
- (25) 厚生労働省「第6回最低賃金制度のあり方に関する研究会議事要旨」による。
- (26) 『Terre-net』「L'exonération pour l'emploi de travailleurs occasionnels joue les prolongations」2023年1月16日付 による。なお, オクシタニー州 MSA 支部代表者兼全国本部議員の C 氏によれば, TO-DE の控除率は農業者と国と話し合いによって決められる。その際農業者団体(FNSEA)が国に報告する今期の生産品目毎季節労働者の需要見通しや, スペイン等労働者市場のライバルとなる近隣諸国における SMIC の動向(現在 750€前後)が判断材料となる。
- (27) 協議に関与する農業の労働組合(syndicat)には全国農業経営者連合会(FNSEA), 農業労働組合総連合(CGTagricole)農業労働者組合(Fo Agricole) フランス民主労働同盟(CFDT Agricole)などがある。

- (28) 労働協約書には、「給与額は雇用者、被雇用者間の交渉をもって決定する」との記載があるが、フランス国内で10軒以上の農場と季節労働の雇用契約を結んだことがある筆者の経験では、雇用者から給与額について意見と提案を求められたことは一度もない。
- (29) Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 30 による。
- (30) Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 12 - Accord du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit による。
- (31) フルタイム当量に関しては注釈5を参照。
- (32) Chambre Régionale d'Agriculture Occitanie, CERFRANCE Occitanie (2023) による。
- (33) 同上
- (34) RSA は Revenu de solidarité active (積極的連帯手当)の略。生活するために十分な収入を得ることができない人々に最低限の収入と職業訓練の機会を提供する制度で、一定の条件の下、25歳以上、若しくは片親、あるいは一定期間の就労経験がある18歳から24歳の勤労者が利用できる。
- (35) Le Parisien (2024年1月31日付) による。
- (36) CERFRANCE は720以上の支店に広がる57の会社から成る公認会計士の相互ネットワーク組織。
- (37) 耕地面積が1.5ha以下の農場はカウントせず。
- (38) 醸造用ぶどうに対する支払いはワインが醸造された翌年の3月から始まるが、その時点でワインがまだ出荷されていない場合は、出荷後の推定販売量を見込んだ上で支払いが行われる。
- (39) Insee(2024) による。
- (40) FNSEA (2023) による。

## [引用文献]

### 【外国語文献】

- Agreste (2023) Les dossiers Juillet 2023 No2. Commission des comptes de l'agriculture de la Nation.
- Agreste Occitanie (2024) Mémento de la statistique agricole 2023.
- Association Nationale pour l'Emploi et la Formation en Agriculture (ANEFA) #ose devenir saisonnier avec l'ANEFA, <https://www.anefa.org/qui-etes-vous/les-secteurs-qui-recrutent-en-agriculture/ose-devenir-saisonnier-avec-lanefa/> (2024年4月19日参照).
- Auvray,N., Toullec,L. Moquay,L. (2024) Résultats N° 1, L'emploi de salariés détachés en 2022 En légère hausse par rapport à 2021 mais toujours en deçà du niveau de 2019 <https://dares.travail-emploi.gouv.fr/publication/lemploi-de-salaries-detaches-en-2022> (2024年4月19日参照).
- CERFANCE (2023) Observatoire Viticole Occitanie Edition 2022 récolte 2021.
- CERFANCE (2022) Observatoire Viticole Occitanie Edition 2021 récolte 2020.
- CERFANCE (2022) Observatoire Viticole Occitanie Edition 2020.
- CERFRANCE, <https://cerfrancebfc.cerfrance.fr/pages/travail-a-la-tache-en-viticulture-accord-collectif-en-bourgogne-franche-comte> (2024年4月19日参照).
- Chambre Régionale d'Agriculture Occitanie, CERFRANCE Occitanie (2023), AGRISCOPIE® OCCITANIE ÉDITION 2023.
- Code rural et de la pêche maritime Article L.718-4.
- Code rural et de la pêche maritime Article L.718-6.
- Code du travail. Article L1242-3.
- Code de travail. Article L.1251-6. 3° .
- Code de travail. Article L.1243-10. 1° .
- Code de travail. Article L.1251-33.
- Code de travail. Article L.1242-7.4° .
- Code de travail. Article L.1251-11. 4° .
- Convention collective nationale de la production agricole et CUMA du 15 septembre 2020 - Textes Attachés - Charente et Charente-Maritime (ex-IDCC 9161 et 9171) Accord du 28 octobre 2021 relatif aux dispositions sur le travail à la tâche pour la viticulture.
- Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 12 - Accord du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit.
- Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 30.
- Convention de main-d'œuvre entre la France et le Maroc du 1er juin 1963.
- Convention franco-tunisienne du 9 août 1963 sur les relations économiques et la protection des investissements.
- Décosse,F. (2017) "Wanted but not welcome". Les programmes de migration temporaire à l'épreuve du temps.
- Direction de l'information légale et administrative (2023)Étranger en France : carte de séjour pluriannuelle - travailleur saisonnier.<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21516> (2024年4月19日参照).
- Directive 96/71/CE du Parlement et du Conseil du 16 décembre 1996 concernant le détachement de travailleurs effectué dans le cadre d'une prestation de services.
- Directive 2014/36/UE du Parlement européen et du Conseil du 26 février 2014 établissant les conditions d'entrée et de séjour des ressortissants de pays tiers aux fins d'un emploi en tant que travailleur saisonnier.
- Fédération des Exportateurs de Vins et Spiritueux de France (2024) Dossier de presse – Exportations des vins et spiritueux française en 2023. <https://www.fevs.com/wp-content/uploads/2024/02/20240213-dp-fevs-bilan-2023-export-vins-spiritueux-vf.pdf> (2024年4月19日参照).
- Fédération nationale des syndicats d'exploitants agricoles (FNSEA) Observatoire de l'emploi. <https://www.fnsea.fr/observatoire-de-lemploi/> (2024年4月19日参照).

- FNSEA (2023) Observatoire Emploi Formation Chiffres-Clés Emploi salarié Occitanie 2022. Formation en Agriculture (ANEFA) OSE devenir saisonnier !<https://www.anefa.org/wp-content/uploads/2021/02/livret-saisonnier-vf7-a5-intranet-2.pdf> (2024年4月19日参照).
- Fréconon, B., Marx, J., Petit, N. CGAAER (2021) Nouvelles formes de travail en agriculture Rapport n° 20090.
- Insee (2022) L'emploi saisonnier : une ressource importante pour l'économie d'Occitanie. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/6530526> (2024年4月19日参照).
- Insee (2023) Décomposition de la population vivant en France selon le lieu de naissance et la nationalité Données annuelles de 2006 à 2022. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2865118#tableau-figure1> (2024年4月19日参照).
- Insee (2024) L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212> (2024年4月19日参照).
- Insee (2024) Salaire minimum interprofessionnel de croissance (Smic) Données annuelles de 1980 à 2024. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1375188> (2024年4月19日参照).
- La Coopération Agricole Occitanie (2023), Guide de l'employeur pour les vendanges 2023.
- Le Comité National des Interprofessions des Vins à appellation d'origine et à indication géographique (2019), Chiffres clés <https://www.intervin.fr/> (2024年4月19日参照).
- Le Parisien (2024年1月31日付), Économie Viticulteurs : le ministre de l'Agriculture annonce 80 millions d'euros d'aides. <https://www.leparisien.fr/economie/viticulteurs-le-ministre-de-lagriculture-annonce-80-millions-deuros-daides-31-01-2024-WCBQHDESYZDP5PMTFRDJUYIBYM.php>, (2024年4月19日参照).
- Limon, E. Dare (2019) Quelle place occupe l'emploi saisonnier en France ?. [https://dares.travail-emploi.gouv.fr/sites/default/files/pdf/dares\\_analyses\\_emploi\\_saisonnier\\_france\\_2018-2019.pdf](https://dares.travail-emploi.gouv.fr/sites/default/files/pdf/dares_analyses_emploi_saisonnier_france_2018-2019.pdf) (2024年4月19日参照).
- Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration.
- Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers en France.
- Ministère du travail, de la santé et des solidarités, Les contrats de travail. <https://travail-emploi.gouv.fr/droit-du-travail/les-contrats-de-travail/> (2024年4月19日参照).
- Mutualité sociale agricole (MSA), GéoMSA. <https://geomsa.msa.fr/#c=home> (2024年4月19日参照).
- Mutualité sociale agricole (MSA), LE TESA. <https://tesa.msa.fr/> (2024年4月19日参照).
- Réseau européen des migrations (2020) ÉTUDE 2020 Attirer et protéger les travailleurs saisonniers ressortissants de pays tiers en France.
- Safer (2023) Le Marché des vignes, Le prix de terre 2022. <https://www.safer.fr/app/uploads/2023/06/2023-PDT2022-4-V.pdf> (2024年4月19日参照).
- Terre-net (2023年1月16日付), L'exonération pour l'emploi de travailleurs occasionnels joue les prolongations, <https://www.terre-net.fr/emploi/article/223719/l-exoneration-pour-l-emploi-de-travailleurs-occasionnels-joue-les-prolongations> (2024年4月19日参照).
- Vitisphere (2024年1月31日付), 80 millions € d'aides aux trésoreries viticoles et 150 millions € pour l'arrachage de 100,000 ha. <https://www.vitisphere.com/actualite-101149-80-millions-euro-daides-aux-tresoreriers-viticoles-et-150-millions-euro-pour-larrachage-de-100-000-ha.html> (2024年4月19日参照).
- Vitisphere (2023年7月25日付), 75 % des viticulteurs peinent à recruter. <https://www.vitisphere.com/actualite-99858-75-des-viticulteurs-peinent-a-recruter.html> (2024年4月19日参照).

#### 【日本語文献】

- 厚生労働省「第6回最低賃金制度のあり方に関する研究会議事要旨」  
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0107-2.html> (2024年4月19日参照).
- 内田多喜生 (2019) 「フランスのワイン農協における付加価値向上のための取組み」『農林金融』72(6) : 2-22.